

熊本県訪問看護ステーション連絡協議会

ブロック会費規約

<利用の目的>

訪問看護の広報や看護師の掘り起し活動、質の向上等に生かせる教材や物品の購入(管理は事務局または代表)、または研修会や勉強会の講師及び会場費等についての活動費とする

- 1) 企画書と予算書を作成し、管理者代表へ提出
- 2) 代表及び看護職理事2名の計3名で内容等を検討し事務局へ申請する
- 3) 企画書等の提出が同じブロックに偏らないように選定に配慮する
- 4) 活動内容及び会計報告を行う

* この規約は平成 29 年 1 月から施行する